ゾーニングごとの考え方

ゾーン名称		まちづくりの方向 (当該地区の役割)	商業集積の方向	想定する店舗構成、取扱品	想定する主な顧客と買物行動	小売業を行うための 店舗の用に供する部分の面積
都心型商業環境形成ゾーン	静岡都心	○商業都市静岡の顔として、広域都市圏をけん引する高次都市機能が集積した都心を形成 ○中心市街地活性化策と連携を図るととも に、地域資源を活用し、賑わい、風格のあるまちを構築 [期待される役割] ・買物に付随する多様な楽しみの場 ・創造的都市文化の育成、発信拠点等	 ○広域都市圏をけん引する商業都市として積極的な集積を図るとともに、魅力の向上に努める。 ○老舗の風格と高感度な専門店等が合わさった重層的な集積を図る。 ○新たなライフスタイルを提案する商業、都市文化、娯楽等を育成する。 ○多様な集積地区相互の回遊性を向上し、集積効果を高める。 	○買回品専門店 ○大型百貨店 ・主力商品は、ファッション、その他の 買回品 ・都市文化、娯楽サービス 等	○鉄道、自動車でおおむね 1 時間強圏内 (30 ~ 50km 程度) の生活者 ○県内外からの観光来訪者 ・月に 1 ~数回程度の買物 ・おしゃれをした時間消費	特に定めない
	清水都心	○港観光、レクリエーションなど集客、交流を基軸とした賑わいあるまちづくりの展開 ○中心市街地活性化策と連携を図りつつ、回 遊性の向上をはじめとした魅力向上策の展 開 [期待される役割] ・集客、交流の拠点、もてなしの場 ・市内の観光流動の拠点 等	○港町の風情や歴史文化資源を活用し、広域 的な集客、交流に資する商業機能(飲食、 サービス等を含む)の集積を図る。 ○駅前、商店街など近隣居住者の生活必需的 な購買活動、サービスに係る集積の維持を 目指す。	○専門店及び大型スーパー等 ○集客、交流をターゲットにした大型専門店、 飲食、物産店 ・観光交流に資する物産品、飲食、サービス ・近隣居住者に供する食品、日用雑貨、 衣料、身の回り品	○県内外の観光目的来訪者 ○鉄道、自動車でおおむね 15 分圏内 (5km 程度) の生活者 ・観光来訪者による飲食及び物産等の購入 ・近隣居住者等の日常、週末の買物	
	東静岡副都心	[期待される役割] ・都心を補完する創造文化、交流の場	○基盤整備との整合を図るとともに、両都心との機能分担に留意しつつ副都心に相応しい広域的な専門店の立地を図る。 ○駅周辺地域において供給される住宅(マンション)居住者の日常的な利用に供するよう、最寄品を含めた一定の商業集積を図る。	○買回品大型専門店 ○最寄品総合スーパー ・ファッション、その他の買回品 ・近隣居住者に供する食品、日用雑貨、 衣料、身の回り品	○鉄道、自動車でおおむね1時間弱圏内(20~30km程度)の生活者 ○コンベンション施設等の来訪者 ・広域居住者の週末の買物及び駅周辺居住 者の日常の買物 ・文化交流施設利用者の飲食、物品購入	
広域交流拠点型商業環境形成ゾーン		○交通核や公共施設の立地する都心、副都心と連携した地区として、本市の魅力を発信し、広域基盤を活用した主に自動車交通により、県内外から人が集まる交流拠点となる賑わいあるまちづくりの推進 [期待される役割] ・都心、副都心との連携 ・新たな交流の拠点	○県内外からの集客を図る地域の拠点として、本市の魅力を活用しつつ、都心・副都心を支え、地域拠点に相応しい広域的な集客、交流に資する商業機能の集積を図る。	○集客、交流をターゲットにした飲食、物産店・地域資源を活用した飲食、物販○買回品専門店、量販店	○県内外からの来訪者 ○自動車でおおむね1時間弱圏内(70~80 km程度)の生活者 ・来訪者の飲食、物品購入 ・中心市街地など市内への回遊	8,000㎡ 静岡市大規模集客施設制限地区建築条例第3条第 1項第1号の規定による認定を受ける建築物については、12,000㎡(ただし、静岡駅、清水駅及び東静岡駅周辺に形成される商業環境と共存しない商業集積の誘導は想定しない。)
地域拠点型商業環境形成ゾーン		○交通核や公共施設の立地する都心、副都心 を補完する地区として、生活サービス機能 や業務機能の充実したまちづくりの推進 [期待される役割] ・都心、副都心の補完 ・生活サービスの一式がおおむね揃う場	○生活圏の中心として、最寄品等の日常生活 に必須な商業、サービス機能の集積を図る とともに、一定の買回品専門店の集積を目 指していく。	○買回品専門店、量販店○最寄品総合スーパー・主力商品は、食品、日用雑貨、衣料、身の回り品	○徒歩、自転車移動圏内(2km 程度)の居住 者及び通勤、通学者 ・平日の夕方の買物、週末の買物	5, 000㎡ 幹線道路沿線:8, 000㎡
特化型商業環境形成ゾーン		○旧宿場など歴史、風情のある街並み、地域 資源の保全や利活用による豊かな歴史を実 感できるまちづくりの展開 [期待される役割] ・市内の観光、余暇ネットワークの一拠点 ・風情のあるまちづくりの展開	○市全域の集客、交流施策等との連携を図りながら、特色ある商業集積を誘導する。 ○近隣住民の日常的な利用に供する既存商業 集積を維持するとともに、地場産品等を扱う店舗や観光関連の飲食、物販、サービス に係る商業機能の育成、集積を図る。	○専門店 ○最寄品総合スーパー ・主力商品は、食品、日用雑貨、衣料、 身の回り品 ○観光来街者に対応する物販、飲食 ・観光関連の物販、飲食	○徒歩、自転車移動圏内(2km 程度)の居住者○市内観光として、旧宿場等を訪問する来街者・近隣居住者の平日の夕方の買物・来街者の飲食、物産購入	3,000㎡ 幹線道路沿線:5,000㎡
近隣生活型商業環境形成ゾーン		○旧来の商店街等を核としつつ、地域コミュニティの維持、育成に資するまちづくりの展開 [期待される役割] ・生活回りの基礎的な機能の充足 ・顔の見える地域コミュニティの場の形成	○高齢者等を含む地域の生活者へのきめ細やかなサービスを提供しうる商業機能の誘導を図る。○コミュニティに密着した商業集積の維持を図るため、原則的に大規模な商業集積の誘導は想定しない。	○最寄品専門店 ○中型スーパー ・主力商品は、生鮮3品等	○おおむね徒歩圏内(500 ~ 1,000m 程度)の 居住者 ・近隣居住者の平日の昼~夕方の買物が主	1, 000㎡ 幹線道路沿線:5, 000㎡ 国道 1 号沿線:8, 000㎡
生活型商業環境形成ゾーン		○良好な住宅環境、景観や沿道環境、景観へ の配慮に重点を置きつつ、まちづくりを進 める。 [期待される役割] ・居住系生活環境、景観の維持、保全 ・沿道環境、景観の維持、保全	○居住系利用を中心とした環境、景観や沿道 の環境、景観の維持を図るため、生活に密 着した商業機能を除き、原則的に大規模な 商業集積の誘導は想定しない。	○専門店、中型スーパー ・主力商品は、生鮮3品等 ○幹線道路沿線 ・最寄品総合スーパー、量販店等 ・取扱品は、日用雑貨、衣料、身の回り品	○おおむね徒歩圏内(500 ~ 1,000m 程度) の居住者、若しくは沿道を通過する自動車 来訪者 ・近隣居住者の平日の昼~夕方の買物が主	1,000㎡ 幹線道路沿線:5,000㎡ 国道 1 号沿線:8,000㎡

¹ 小売業は、飲食店業を除き、物品加工修理業を含む。
2 国道1号沿線、幹線道路沿線は、それぞれ4車線以上の車線を有する道路に接している場合とする。
3 本指針と併せ、都市計画法、建築基準法の適用を受けるものとする。
4 静岡市良好な商業環境の形成に関する条例の施行の日の前日において、現に存する商業施設又は同条例附則第2項の規定に該当する商業施設の建築等に係る商業施設であって、同条例の施行の日以後初めて増築し、又は従前の施設と同一の敷地において新築する(同日以後に増築したときを除く。)場合に限り、この表に定める面積は、当該増築又は新築前の小売業を行うための店舗の用に供する部分の面積に、その面積の1割に相当する面積又は1,000平方メートルのいずれか小さい面積を加えて得た面積とする。
5 静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第7条第3号又は第4号に規定する商業施設の建築等であって、同条例施行規則第14条第1号ただし書きに該当し、同条例第7条の届出を要するものについては、この表に定める面積は、同条例施行時の前日における小売業を行うための店舗の用に供する部分の面積に、その面積の1割に相当する面積又は1,000平方メートルのいずれか小さい面積を加えて得た面積とする。
6 凡例 買回品:服飾など品質、価格などを顧客が十分に比較検討して買い求める商品、最寄品:最寄の店で買うことが多い日用必需品などの商品